

朝日小学校親子方式学校給食調理・配送業務委託事業者募集要領

令和7年10月

朝日町教育委員会事務局 教育課

第1 目的

この要領は、令和8年4月からの朝日小学校親子方式学校給食調理・配送業務（以下「本業務」という。）の委託に際し、安全・安心な給食を提供するため、公募型プロポーザル方式により、応募者からの審査書類及びプレゼンテーションにより総合的に評価し、最も優れた事業者を受託候補者として選定するために必要な事項を定めるものとする。

第2 プロポーザルの概要

1 業務名

令和7年度 債 第1号

朝日小学校 親子方式学校給食調理・配送業務委託

2 業務の履行場所及び児童生徒数・履行日等

（1）業務の履行場所及び児童生徒数

業務の履行場所等

学校名	住所	施設	児童・生徒数
朝日小学校【親】	三重郡朝日町大字柿 750 番地	ドライシステム	688人
朝日中学校【子】	三重郡朝日町大字柿 2838 番地	ドライシステム	437人

※生徒児童数は R7.4.1 現在

（2）履行日

給食実施日は契約履行期間内で、土曜、日曜、国民の祝日、長期休業日及び学校行事による給食休止日を除いた日を原則とする。ただし、給食休止日であっても下記のことを行うこと。また、業務履行に際し必要となる協議や会議等への出席、保護者や次年度入学予定児童等を対象とした試食会等を実施する場合などは別途対応すること。なお、給食室が朝日小学校にあることから、朝日小学校の休校日は給食を実施しない。

- ・給食開始準備
- ・学校代休日に配送される食品の受け取り
- ・長期休業中の給食施設・設備の清掃・消毒・点検

※食数は 1,150 食／日程度とし、児童生徒数の増減等により変動する。

※親子調理方式実施校の配送業務に伴う、車両並びに諸経費については、本業務の受任者である受託者（以下「受託者」という。）が用意・負担すること。

3 契約期間及び契約上限金額

（1）契約期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

- ・本業務の履行状況を毎年審査し、契約の解除事由に該当するなど重大な問題がない限り有効とする。
- ・本業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2の規定に基づく長期継続

契約とする。また、朝日町において次年度歳出予算が議決されなかった場合には、当該契約の履行を停止する。

(2) 契約上限金額

- ・委託料の上限は、「285,000,000円」とする。

(上記金額は、業務委託期間分5年間の合計金額。消費税及び地方消費税を含む。)

- ・契約締結後の委託料増減については以下の場合において変更することがある。
 - 契約期間内に労働賃金、物価等経済情勢の変動があったとき
 - 契約締結時に想定した提供食数が著しく変動し、その状態が継続すると見込まれるとき
 - その他やむを得ない事由があるとき

4 本業務の内容

(1) 本業務に含まれる主な業務・本業務の仕様

「朝日小学校親子方式学校給食調理・配送業務委託仕様書」の通り。

なお、本業務の履行にあたっては、仕様書及び学校給食に関する法規、食品衛生、公衆衛生に関する関係法規、通達、厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」、文部科学省「学校給食衛生管理基準」等を遵守すること。また、学校給食及び給食調理業務の高度の公共性を認識し、朝日町教育委員会事務局教育課及び学校と緊密な連携を図りつつ、安全かつ衛生的・安定的に給食を供給するよう最善の努力を払うこと。

(2) 本業務に含まれない主な業務

- ①献立作成
- ②栄養指導
- ③食品の選定・調達
- ④調理施設・設備の設置
- ⑤改修・修繕
- ⑥給食費徴収業務

第3 担当部署（問合せ先）

部 署：朝日町教育委員会事務局 教育課（担当：高重）

郵便番号：510-8522

住 所：三重県三重郡朝日町大字小向893番地

電話番号：059-377-5657

FAX 番号：059-377-4543

e-mail：kyouiku@town.asahi.mie.jp

第4 プロポーザル参加資格

次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) プロポーザル参加意思表明書の提出日において、朝日町入札参加資格者名簿（給食業務：給食運送業務及び給食調理業務）に記載されている者であること。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立て（更生手続き開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立て（再生手続きの決定を受けているものを除く。）がなされていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に参与する者が、暴力団員又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 当該年の直前 1 年の国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 過去 3 年の間に、プロポーザル参加者及びプロポーザル参加者と資本関係又は人的関係を有する給食関連事業者が、食品衛生に関し行政処分を受ける等、重大な事故を起こしていないこと。
- (7) 食品衛生法第 52 条に規定する「飲食店営業の許可」を本業務の開始までに受けていること。
- (8) 令和 7 年 9 月 1 日現在で国、地方公共団体等（国及び地方公共団体が関係する独立行政法人等を含む。）の親子方式またはセンター方式学校給食調理・配送業務等に関する業務を受託していること。
- (9) 下記のマニュアルが作成されていること。
- ①文部科学省「学校給食衛生管理基準」（平成 21 年 4 月 1 日）及び厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 29 年 6 月 16 日）に基づく集団給食における「衛生管理マニュアル」
- ②異物混入等衛生事故の対応に備えた「危機管理マニュアル」
- ※基準日は公告の日とする。ただし、申請書の提出日以降に「第 4 プロポーザル参加資格」に掲げる資格要件を満たさなくなったときは参加資格を喪失する。

第 5 受託候補者選考スケジュール

令和 7 年 10 月 1 日 (水) ～ 令和 7 年 10 月 31 日 (金)	朝日町ホームページにて募集要領等の配付
令和 7 年 10 月 1 日 (水) ～ 令和 7 年 10 月 10 日 (金)	現地見学会申込み
令和 7 年 10 月 10 日 (金) ～ 令和 7 年 10 月 17 日 (金)	参加資格・募集要領等に係る質問受付
令和 7 年 10 月 15 日 (水) ～ 令和 7 年 10 月 16 日 (木)	現地見学会 15 日：小学校、16 日：中学校
令和 7 年 10 月 24 日 (金)	質問回答
令和 7 年 10 月 24 日 (金) ～ 令和 7 年 10 月 31 日 (金)	プロポーザル参加表明書の提出

令和7年11月14日（金）	参加資格の審査及び通知
令和7年11月17日（月）～ 令和7年11月25日（火）	第1次審査書類の提出
令和7年12月3日（水）	第1次審査（書類審査）選考結果通知
令和7年12月18日（木）	第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
令和7年12月下旬	第2次審査（最終）選考結果通知
	契約締結
契約締結～令和8年3月31日（火）	業務開始準備
令和8年4月1日（水）	業務開始

1 募集要領等の配布

（1）配布期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）まで

（2）配布方法

朝日町ホームページで配布を行う。

2 現地見学会（希望事業者のみ）

（1）提出期限

令和7年10月1日（水）から令和7年10月10日（金）まで

（2）提出方法

現地見学会参加申込書（様式1）を電子メールにて提出すること。また、到着確認の電話連絡を行うこと。（土日祝日を除く開庁日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）※口頭では受け付けない。

（3）電子メールのタイトル

現地見学会参加申込書を送付する際の電子メールタイトルは、
「【事業者名】（現地見学会）朝日小学校親子方式学校給食」とすること。

（4）見学会日時

小学校（親）：令和7年10月15日（水）午後3時30分から午後4時30分までを予定

中学校（子）：令和7年10月16日（木）午後3時30分から午後4時30分までを予定

※各事業者2名まで参加可能とする。

※必ずしも両方の施設を見学する必要はなく、片方だけの見学も可能とする。

（5）質問の提出先及び到達確認を行う連絡先

上記『第3 担当部署（問合せ先）』とする。

（6）回答の方法

申し込み後、適宜電子メールで回答する。

3 参加資格・募集要領等に係る質問及び回答

プロポーザル参加資格・募集要領・仕様書等の内容に関する質問がある場合は、以下の要領にて質問書を提出すること。ただし、評価・審査や提案内容に関する質問は受付不可。

(1) 提出期限

令和7年10月10日（金）から令和7年10月17日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

実施要領等に関する質問書（様式2）に記入して、電子メールにて提出すること。

この際、データの拡張子を変更してはならない。

また、到着確認の電話連絡を行うこと。

（土日祝日を除く開庁日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

※口頭での質問は受け付けない。

(3) 電子メールのタイトル

実施要領等に関する質問書を送付する際の電子メールタイトルは、

「【事業者名】朝日小学校親子方式学校給食 質問送付」とすること。

(4) 質問の提出先及び到達確認を行う連絡先

上記『第3 担当部署（問合せ先）』とする。

(5) 回答の方法

令和7年10月24日（金）午後5時までに電子メールにて回答する。

4 プロポーザル参加資格の審査

前述『第4 プロポーザル参加資格』の要件を満たしている者で、本プロポーザルに参加を希望する者は、次によりプロポーザル参加申込及び参加資格審査の申請を行わなければならない。

① 提出期限

令和7年10月24日（金）から令和7年10月31日（金）午後5時まで

持参の場合：土日祝日を除く開庁日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

郵送の場合：令和7年10月31日（金）午後5時必着

②提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、書留等受取記録が残る方法にて上記指定時間内に指定する場所に必着のこと。

③提出場所

上記『第3 担当部署（問合せ先）』とする。

（来庁時は、事前に必ず上記に電話連絡をすること。）

④提出書類（各1部）

ア. プロポーザル参加意思表明書（様式3）

イ. 会社概要（様式4）及び定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

ウ. 学校給食調理業務受託実績（様式5）

エ. 納税証明書原本（令和6年度分）

オ. 「衛生管理マニュアル」、「危機管理マニュアル」

※「第4 プロポーザル参加資格（9）」に基づくマニュアル。

⑤参加の辞退

「プロポーザル参加意思表明書」の提出後、参加承認前に参加を辞退する場合は速やかに朝日町教育委員会事務局教育課へ辞退届【任意様式】を提出すること。

5 参加資格の審査及び通知

プロポーザル参加資格は提出された書類により審査し、その結果は審査終了後、参加意思表明者全員に電子メールで通知する。参加資格がないと認定された者には、前記通知にその理由を示す。

参加資格通知日：令和7年11月14日（金）午後5時頃まで

6 プロポーザル参加資格の喪失

プロポーザル参加資格を有することの確認を受けた者が、選考結果通知日までに参加資格を満たさなくなった場合は、契約締結資格を取り消す。

7 プロポーザルの辞退

プロポーザル参加資格を有する者が本プロポーザルを辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の前日（土日祝日は除く）正午までに朝日町教育委員会事務局教育課へ辞退届【任意様式】を提出すること。

第6 審査書類等の提出

プロポーザル参加者は、次のとおり提出すること。

1 提出書類

提出書類及び部数等は次のとおりとする。

（1）第1次審査書類

書類作成要領は「朝日小学校 親子方式学校給食調理・配送業務 公募型プロポーザル実施要領様式集」に記載の通りとする。

《提出書類》

① 学校給食に関する考え方【様式6】

② 給食運営に関する考え方【様式7】

③ 安全衛生管理体制【様式8】

④ 独自提案【様式9】

⑤ 見積書【様式10】

⑥ 学校給食調理業務受託実績【様式5】

⑦ 財務状況に関する書類

・直近3ヵ年分（令和4～6年度分）の貸借対照表

・直近3ヵ年分（令和4～6年度分）の損益計算書又は収支計算書

（2）第2次審査書類

第2次審査に選考された応募者のみ作成する。書類作成要領は次の通りとする。

- ・書類形式や枚数は問わない（縦横自由、カラー自由）。ただし、A4版で作成すること。
- ・書類作成は別添「第2次審査：評価基準表」の評価基準の内容を基に作成すること。
- ・書類作成は別添「第2次審査：評価基準表」の評価項目の番号順に章立てして作成すること。

《評価項目》

- ① 学校給食に関する考え方
- ② 給食運営に関する考え方
- ③ 安全衛生管理体制
- ④ 独自提案

(3) 提出部数

第1次審査書類：6部

第2次審査書類：10部

(4) 提出書類の取扱い

①著作権

応募者から提出された審査書類の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、朝日町は、本事業の公表及びその他朝日町が必要と認める場合、受託候補者として選定された応募者の提案書の一部を無償で使用でき、また、受託候補者選定結果の公表に必要な範囲でその他の応募者の審査書類の一部を無償で利用できるものとする。

なお、提出を受けた書類は一切返却しないものとする。

②特許権等

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。これによって朝日町が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は朝日町に対して当該損失及び損害を補償及び賠償することとする。

2 提出方法、提出期限及び提出場所

第1次審査書類

(1) 提出期限

令和7年11月17日（月）午前9時から令和7年11月25日（火）午後5時まで
持参の場合：土日祝日を除く開庁日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

郵送の場合：令和7年11月25日（火）午後5時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、書留等受取記録が残る方法にて上記指定時間内に指定する場所に必着のこと。

(3) 提出場所

上記『第3 担当部署（問合せ先）』とする。

（来庁時は、事前に必ず上記に電話連絡をすること。）

第2次審査書類

提出方法

第二次審査日に必要部数を持参しプレゼンテーション時に審査委員へ配布すること。

3 スケジュール等

第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）は以下の通り実施する。

(1) 第1次審査（書類審査）

『第6 審査書類等の提出』に記載されている提出書類による審査とする。

なお、応募者が3社を超えた場合は、上位3社まで選考し選考結果通知を行う。

選考結果通知日：令和7年12月3日（水）午後5時まで（メールにて通知）

(2) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第1次審査で選考された応募者を対象に次のとおり第2次審査を実施する。

① 実施日時等

令和7年12月18日（木）午後1時半～

実施時間等は別途通知する。

② 時間配分等

第1次審査書類の受付順に発表を行うこととし、プレゼンテーション30分以内・ヒアリング10分程度とする。

なお、参加人数は1社につき3人以内とする。

③その他

・プレゼンテーションは、非公開とする。

・プレゼンテーションは当日応募者が用意する書類のみで説明を行うものとし、プロジェクターやフリップなどの機材や道具の使用は認めない。

第7 選考

1 選考方法・審査基準

受託候補者の選考は、審査委員会が行う。

(1) 審査委員会の会議

審査委員会の会議は、非公開とする。

(2) 事業提案の確認・評価

第1次審査

『第6 審査書類等の提出 1 (1)』による審査書類内容を確認・評価する。第1次審査は審査委員会の第1次審査評価委員が予め定めた評価基準に基づき、各項目3段階で評価・採点する。応募者が3社を超えた場合、委員の評点を合計した総得点が最も高

い応募者3社を選考する。なお、第1次審査の評点は公表しない。

第2次審査

『第6 審査書類等の提出 1 (2)』による審査書類及び応募者のプレゼンテーションにより、提案内容を確認・評価する。第2次審査は審査委員会の第2次審査評価委員が、予め定めた評価基準に基づき、各項目3段階で評価・採点する。第1次審査と第2次審査の評点を合計した総得点が最も高い応募者を第1受託候補者として選考する。

(3) 評価方法

第1次審査評価

評価は別添「第1次審査：評価基準表」により、提案評価（300点満点、委員1人につき100点）で行うものとする。

第2次審査評価

評価は別添「第2次審査：評価基準表」により、提案評価（700点満点、委員1人につき100点）で行うものとする。

総得点

評価は第1次審査評価と第2次審査評価を合計した提案評価（1,000点満点）で行うものとする。

2 選考結果の通知・公表

選考結果については、第2次審査終了ののち、令和7年12月下旬頃（予定）に応募者に文書で通知するとともに、朝日町ホームページにて「受託候補者」を掲載する。

3 契約

受託候補者と本業務仕様の契約交渉を行う。その際、受託候補者は積算根拠を示した見積書を提出することとする。ただし、次のいずれかに該当し、受託候補者と契約が締結できない場合は、次点の者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 受託候補者が、参加資格を満たすことができなくなった場合
- (2) 受託候補者と契約交渉が成立しない場合
- (3) その他の理由により、受託候補者と契約の締結が不可能となった場合

第8 その他

1 費用及び提出書類の取り扱い

- (1) 本プロポーザルに参加するために要する一切の経費は応募者の負担とし、提出された書類は返却しないこととする。
- (2) 評価結果に対する異議申立ては認めない。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、その提案を無効とする。
- (4) 応募書類は原則非公開とする。
- (5) 受託候補者として選考された後に、提案内容を適切に反映した仕様書作成のために

ヒアリングを実施する予定とする。

(6) 本要領に定めのない事項については、協議のうえ決定することとする。

2 朝日町からの提示資料の取り扱い

朝日町が提供する資料は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することや部外者に提供・閲覧させることはできない。

3 その他

(1) プロポーザル参加者は、この募集要領等を熟読し、遵守すること。

(2) プロポーザル参加者は、選定後、この募集要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。